

## 下限面積（別段の面積）について（※農地法第3条第2項第5号）

平成21年12月施行の農地法の改正に伴い、下限面積（別段の面積）を県知事に代わり農業委員会が定めることになりました。これにより、農業委員会において下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について年一回審議することとなっております。

これに伴い、下限面積（別段の面積）の修正の必要性について、平成30年2月16日の第2回宮古島市農業委員会総会において審議したところ、次のとおり決定しました。

### 【方針】

現行の下限面積（別段の面積）の変更は行わない。

※現行の下限面積：50アール（平成28年5月20日告示）

### 【理由】

#### ① 農地法施行規則第17条第1項の適用について

2015農林業センサスにおいて、宮古島市管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家数の9割以上を占めているため。

#### ② 農地法施行規則第17条第2項の適用について

平成29年の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は2.30%と低い状況であるため。

#### ※下限面積について補足

農地法3条の許可要件のひとつとして下限面積要件があり、農地の権利を取得するには、取得しようとする農地を含め、経営する農地の面積が50アール以上必要となっております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（北海道は2ヘクタール、都府県は50アール）以上にならないと許可できないとするものです。

この下限面積が地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることになっていきます。